

## 議案第14号

### 鳥取県都市公園条例の一部改正について

次のとおり鳥取県都市公園条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成21年11月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

#### 鳥取県都市公園条例の一部を改正する条例

鳥取県都市公園条例（昭和54年鳥取県条例第31号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「追加項」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加項を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(指定管理者による管理)</p> <p>第3条 略</p> <p><u>2 知事は、前項の規定により指定管理を行わせている指定管理者管理公園に、次に掲げるものに該当することとなる公園施設が設置されており、又は設置されようとするときは、前項の規定にかかわらず、当該公園施設（以下「指定管理者管理公園施設」という。）について、当該指定管理者管理公園の指定管理者とは別に指定管理者を指定（以下「追加指定」という。）して、施設設備の維持管理に関する業務その他当該指定管理者管理公園施設の管理に関する業務（前項各号に掲げる業務を除く。）を行わせることができる。</u></p> <p><u>(1) 法第5条第1項の許可が失効し、又は取り消されるもの</u></p> <p><u>(2) 新たに設置し、又は取得することとなるもの（法第5条第1項の許可を受けたものを除く。）</u></p> <p>(指定管理者の選定の特例)</p> <p>第4条 略</p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、前条第2項の規定により追加指定をする場合には、鳥取県立布勢総合運動公園においても鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例第4条第1項及び第5条の規定により指定管理者の候補者を選定することができる。</u></p>	<p>(指定管理者による管理)</p> <p>第3条 略</p> <p>(指定管理者の選定の特例)</p> <p>第4条 略</p>

(指定管理者の管理の期間)

第5条 指定管理者が第3条第1項に規定する業務を行う期間は、同項に規定する知事の指定を受けた日の属する年度の翌年度の4月1日（当該指定を受けた日が4月1日である場合は、当該日）から5年間とする。ただし、再指定による期間の更新を妨げない。

2 第3条第2項の規定により追加指定された指定管理者が当該追加指定に係る業務を行う期間は、前項の規定にかかわらず、指定管理者管理公園施設ごとに規則で定める日から当該指定管理者管理公園施設が設置されている指定管理者管理公園に係る指定管理者が業務を行う期間が満了するまでの間とする。

(指定管理者管理公園の利用時間及び休園日)

第6条 指定管理者管理公園（追加指定の場合にあっては、指定管理者管理公園施設とする。以下同じ。）の利用時間は、指定管理者があらかじめ知事の承認を得て定める。

2 指定管理者管理公園の休園日（追加指定の場合にあっては、指定管理者管理公園施設の利用を休止する日とする。）は、指定管理者があらかじめ知事の承認を得て定める。

(指定管理者の管理の期間)

第5条 指定管理者が第3条に規定する業務を行う期間は、同条に規定する知事の指定を受けた日の属する年度の翌年度の4月1日（当該指定を受けた日が4月1日である場合は、当該日）から5年間とする。ただし、再指定による期間の更新を妨げない。

(指定管理者管理公園の利用時間及び休園日)

第6条 指定管理者管理公園の利用時間は、指定管理者があらかじめ知事の承認を得て定める。

2 指定管理者管理公園の休園日は、指定管理者があらかじめ知事の承認を得て定める。

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。